別添 4

11. 分担研究報告

厚生労働科学研究費補助金(がん対策推進総合研究事業) (分担)研究報告書

匿名化医療情報の研究利用についての意識に関するシステマティック・レビュー

分担研究者 新野真理子 国立がん研究センターがん対策情報センターがん登録センター 分担研究者 松田智大 国立がん研究センターがん対策情報センターがん登録センター

研究要旨

がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録への届出は第三者提供の制限の適 用除外として行われ、届出にあたって本人の同意を得る必要はない。その登録情報の調査 研究への提供に関して、匿名化されていれば本人の同意を得ている必要はない。一方、情 報の完全な匿名化は困難で、匿名化手法とは個人識別リスクを限りなく小さくする技術で ある。このような匿名化された情報が本人の知らないうちに調査研究に提供、利用される ことについて日本国民がどのように考えているか分かっていない。将来的な一般意識調査 の実施を視野において、匿名化情報の研究利用に対する一般意識に関するシステマティッ ク・レビューを実施した。採択された 12 論文が対象としていた情報の種類と課題は、電子 診療録情報の二次利用、血液等の保存試料の当初の目的外の二次利用、近年の遺伝子解析 研究と既存のコホート研究の当初の目的外の連携の 3 つの分野に関する内容で、がん登録 情報の利用に関するものはなかった。最近の日本人の意識に関するものもなかった。複数 の研究で、営利目的の企業がデータを利用する場合は、公的機関が取り扱う場合よりも否 定的であること、匿名化情報でも研究対象者には利用事前通知の要望がある旨の結果であ った。今後、全国がん登録情報の利用と提供に関する国民の意識を把握して、国民が理解、 納得できる形で、科学的知見に基づき実施するがん対策のための調査研究のために十分に 活用できるよう社会的基盤を整えていく必要がある。

A . 研究目的

2015年6月に全国がん登録の推進に関す る法律が施行された。この法律では、がん 登録等により得られた情報の活用について 定めており、がんの罹患、診療、転帰等の 状況の把握及び分析その他のがんに係る調 査研究を推進し、もってがん対策の一層の 充実に資することが基本理念の一つとされ ている。

全国がん登録制度で収集される情報は、

正確な数値を求めるため本人同意を得ずに 収集されるものであることが定められてい る。精度維持管理等の問題から、項目数は 多くなく、全国がん登録単独で得られる統 計指標には限度がある。そのため、がん対 策に生かせる情報として活用するためには、 その求められる成果に応じて追加の情報収 集や他のデータベースとの連携が必要なこ とが明らかになっている。匿名情報のみを 扱う研究の場合は、その時点で全国がん登 録情報に登録されているがん患者からの同 意は必要ない。情報の完全な匿名化は困難 で、匿名化手法とは個人識別リスクを限り なく小さくする技術である。つまり、がん 登録等の推進に関する法律に基づくがん登 録情報とは同意をとらずに収集され、さら にその匿名化情報は、本人同意なしに利用 されうる情報であるが、この利用と提供の 体系が日本国民にどのように認識されるか まだ分かっていない。

本研究では、将来的な一般意識調査の実 施を視野において、システマティック・レ ビューを通して、匿名化情報の研究利用に 対する一般意識の理解を試みた。

B.研究方法

PRISMA Statements に従ってシステマテ ィック・レビューを行った・

我々は、匿名化情報の研究利用に関して 明らかにしたい一般意識を以下の3点に集 約した。1.匿名化の基本的な定義である「デ ータに含まれる名前や生年月日、住所とい った情報を削除したり、変更を加えたりす ることで、個人を特定できないように処理」 した後の「データに含まれる個人が誰であ るかわかってしまう残存リスク」に対する データ提供者(将来のがん患者を含む)の 意識(気にしない、不快である等)2.「不 快である」と感じる匿名性のレベル(氏名 が削除されていれば気にしない、自分を特 定される可能性が少しでもあれば不快であ る等)の個人差、3.不快の理由(プライバ シーの自己コントロール権の侵害等)。

これらの意識に含まれる概念を 1.一般 意識・世論、2.(個人情報を含む)医療・ 健康情報、3.匿名化、4.プライバシー、5. 研究利用と整理し、文献検索の単語とした。 この5概念を全て含む検索式の場合、取り こぼしが生じる可能性があったため、一般 意識・世論と匿名化の概念を必ず含む論文 を検索対象とした。表1に検索式を示した。 妥当性の高い社会科学論文を含む文献デー タベースとしてSSCIと Web of Scienceを 検討したが、利用権の問題から Web of Science を採用した。網羅的な検索を行う ために論文発表の年、言語は制限しなかっ た。

検索された論文のうち、当研究目的にあ う論文を抽出するために、表題と抄録を用 いたスクリーニングを実施した。2 名が独 立して抄録を読み、設定した採択基準を満 たすものを「採用文献」として抽出した。

論文の採択基準は、1. 匿名情報の、研 究利用に関する、意識調査の3要素が含 まれる場合と、2.1のうち2要素が含まれ、 研究手法が質問票調査又はフォーカスグル ープ研究である場合とした。研究対象につ いては、一般集団か、患者(特定)集団か は考慮しなかった。また、研究対象とする 情報の種類はがん登録情報に限定しなかっ た。最初に1名が全文を独立して読み、以 下の項目をまとめ、もう1名が同じく全文 を読み、記載に間違いがないが確認を行い、 以下の項目について結果をまとめた。

- 1.研究手法
- 2.著者
- 3. 実施年/実施地域
- 4. 取扱対象の個人情報の種類
- 5.研究課題

6.結果(特に本研究課題に関連する結果 を抜粋)

表1 検索式

検索データベース	検索式	検索日
Web of Science	(("public attitudes"[トピック] OR "public	2015/8/17
	attitude"[トピック]) OR ("public views"[トピック]	
	OR "public view" [トピック]) OR ("public	
	opinions"[トピック] OR "public opinion"[トピッ	
	ク])) AND ("anonymity"[トピック] OR "anonymity"	
	[トピック] OR "anonymized" [トピック] OR	
	"de-identif*" [トピック])	
	タイムスパン=全範囲(1950-2015)	
	オートコンプリート=オン	
	使用する検索言語=自動	



図1 検索結果

C.研究結果

128 本の論文が検出され、採用基準にみ たなかった 115 本の論文が除外された。除 外された論文の多くは、「匿名化質問紙」の 用語が検索要件にかかったものであった。 13 本の文献が採用文献として採択されたが、 1 論文については、他の採用論文と参加者 が同一であったため除外した(図 1)。

採用された 12 文献 (表 2)[1-12] は、

Electronic Health Records 及び電子的な 手段で取り扱いができる医療情報 [1,2]、 一般診療録の共有および研究利用について [4,5,7,12] 二次利用目的で保管されてい る新生児スクリーニング用サンプル情報の 利用について [3,6]、遺伝子情報 (データ ベース、バイオバンク、生体組織)の二次 利 用 及 び デ ー タ リンケ ー ジ に つい て [8,9,10,11]の意識調査であり、がん登録 情報の二次利用に関するものはなかった。 採用文献の研究実施地域は、米国 [2,3,8,9,10] オーストラリア[5] アイ ルランド [4,7]、英国 [1]、カナダ [6]、 スウェーデン[11]、日本[12]であった。 日本の研究の内容は、病院の臨床データの 利用についての認識調査 [12] とアメリカ との合同研究で特定の県の医療電子データ の取り扱いに関する認識調査[2]であった。 意識調査の手法は、質問紙調査研究 5 件 「1,2,11,12,13】フォーカスグループ研究 2件[4,10] この2つの手法を混合した混 合研究5件[3,5,6,7,8]であった。混合研 究を用いた5つの研究では、最初にフォー カスグループを実施し、その結果を利用し て次の段階として質問紙を用いた量的研究 を実施していた。

1. 匿名化の基本的な定義である「データ に含まれる名前や生年月日、住所といった 情報を削除したり、変更を加えたりするこ とで、個人を特定できないように処理」し た後の「データに含まれる個人が誰である かわかってしまう残存リスク」に対するデ ータ提供者(将来のがん患者を含む)の意 識(気にしない、不快である等))に関連す る研究結果の記述があったのは、2 論文で あった[5,8]

「フォーカスグループ参加者からはその記 録から名前と生年月日が取り除かれていた 場合、情報のプライバシーが守られたと感 じられるという意見がみられた。統計の知 識のある一部の人は名前なしでも個人の特 定が可能になることに気がついていた。」[5] 「人々は、名前が削除されていることで匿 名化されたと信じ、その匿名データを提供 することについて不快感をもっていない。 それは名前が削除されただけでは完全な匿 名化になっていないことに多くの人は気が ついていないためである。」[5]

「コードを通して個人情報にもどる可能性 のある研究データへのリンクについては懸 念を示した。」[8]

2.「不快である」と感じる匿名性のレベ ルの個人差、に関する結果として、「センシ ティブな病名を持っている人の場合、より 強固なセキュリティーを求めた」とした結 果はあったが[4]、氏名が削除されていれ ば気にしない、自分を特定される可能性が 少しでもあれば不快である等の、同じ匿名 化の状態に対して人によって感じる意識が 異なるのかについて分析されている論文は なかった。

3. 不快の理由(プライバシーの自己コン トロール権の侵害等)に関連する研究結果 は、8論文中に見られた[2-10,12]

「参加者が医療データを利用する前に許 可を求めるのは、研究参加者に敬意を示し てほしい、研究参加者に所属するもの(情 報)についてのコントロール権を維持した い、もしも、情報漏えい等の悪い方向へ向 かってしまったとき、データの利用者につ いて追跡ができるようにしたい、という理 由であった。」[5]。

「研究用サンプルの管理についての懸念 は対象者に利用時の不快感を抱かせる。研 究についての透明性を欠いている場合、潜 在的な危険についての懸念を抱かせた場合、 また、その研究が個人の選択なのか公衆の 要請に基づいたものなのかによって、不快 感の源となり得る。」[6]

当初の同意取得の方法も不快感に関連し ていることが示唆された。 「サンプルの研究利用の同意が新生児の スクリーニングの時の同意とパッケージに なっていたことに疑問を持っていた。」[6]

複数の論文において、営利目的の企業が データを利用する場合は、公的機関が取り 扱う場合よりも明らかに否定的であった [2,6]。

「研究組織の管理体制が信頼できるなら ば(サンプルの利用が)支持された。」「6]

著者らが明らかにしようとした前述の3 つの意識について、日本人を対象とした調 査結果はなかった。

D.考察

個人を特定できないように処理した後の 「データに含まれる個人が誰であるかわか ってしまう残存リスク」に対するデータ提 供者(将来のがん患者を含む)の意識(気 にしない、不快である等)、に関連した記述 があった質的研究結果を総じてみると、特 定可能情報に変えるための具体的なリンケ ージの方法が示されない限り、多くの人は その残存リスクについて今のところ気にし ないといえるようである。King, T.は、記 録から名前と生年月日さえ取り除かれてい れば、情報のプライバシーが守られたと感 じられるという意見が多くみられたことか ら、多くの人はデータのリンケージによっ て個人が特定されるリスクにまだ、気がつ いていないと述べていた [5]。

「不快感」を生じる理由としては、自分 の医療情報についての発言権を失うことに 関連する懸念に関連しているといえる。今 回採択された文献中では、匿名データ、顕 名データを問わずデータ利用時には許可を 取ってほしいという研究参加者の希望があ ったとの結論づけるものがあった [1,3,4,5]。個人情報管理への懸念やプラ イバシーの心配をしていなくとも、人々は 事前のデータ利用承諾の希望があるとした 論文もあった[5] 匿名化情報であっても、 研究利用時に情報利用の同意を求める理由 は、データリンケージによって生じる特定 可能情報の故意の利用によって、プライバ シーが侵害される事を心配することだけで はなく、匿名化情報となっても、対象者に はその情報の所有権はまだ自己にあるとい う認識があるためと考えられる。そのため、 対象者は自分の情報を利用されることにつ いて、承諾、許可を求める傾向があるとい える。

科学的根拠に基づくがん対策の立案に必 要な研究を円滑に実施するためには、がん 登録の研究のための情報利用に不快感なく 賛同する人を増やす事が必要である。シス テマィック・レビュー結果から、多くの人 は保健医療対策のために医療情報を二次利 用することについて賛成することがわかっ た一方で、自分の情報がどのように取り扱 われるのか等研究利用の詳細が不案内な状 況下では、情報の利用と提供についての不 快感が増し、受け入れが進まないことも示 唆された。

日本のがん登録の研究利用と提供に関す る国民への周知は始まったところであり、 がん登録制度そのものの認知度も低い。そ のため今後はさらなる情報提供及び適切な 啓発が必要である。本研究の結果から、匿 名化情報のリンケージによって特定可能情 報になるリスクに関する不安への対処だけ ではなく、匿名化された情報でも人々はそ れに対しての所有権の意識がある事を踏ま えて、情報提供、啓発する必要があること が分かった。例えば、がん登録情報は法的 に拒否権がなく集められるものであり、そ のことについて自分の情報に対してのコン トロール権を失っていると感じた場合には 不快感を生じる可能性があるため、拒否権 なく収集する意図について十分に説明し、 啓発する必要がある。

また、データの利用組織への信頼の度合 いによっても不快感を生じる事が示されて おり、公的な機関がデータ取扱機関であっ た場合、営利を目的とする民間企業よりも 受け入れらやすいとする研究結果が複数あ った[2,11]。がん登録推進法では民間を含 めたデータ活用が推奨されているが、デー タの提供を受けるには個人情報保護の専門 家を含む審議会等での承認を得る手続きを 経る必要があることは、データを取り扱う 組織の透明性、信頼度を高め、データ管理 への懸念を小さくすると考えられる。

複数の採用文献が混合研究法を用いた研 究を行っており、フォーカスグループの結 果は質問紙の設計に生かされていた。また、 フォーカスグループからの発見と質問紙調 査からの発見の比較の際に、その意味づけ をするためにも使われた。混合研究法にお けるフォーカスグループ研究は、意識調査 をするための最初の段階として、多様な個 人の見解を共有でき、関連する問題につい て理解するために活用できる。混合研究は、 研究の結果の妥当性を相互に検証すること ができ、量的研究結果の解釈時にもフォー カスグループで出た結果を用いることでよ り深い理解につなげられることが期待でき る。十分な基礎情報がない中での量的調査 の準備として先にフォーカスグループ研究

を実施することは有効な方法であるといえる。

本研究では、我々の課題に近い論文を広 く検索するために、対象者、対象とする情 報の種類、研究手法を限定しなかったこと から、採用論文の結果を統合して表すこと は難しかった。採択基準を広く設定しても 我々の課題に該当した論文は12本であり、 この分野の研究は多くは実施されていない と考えられた。日本人を対象とした研究は 2つ該当したが[2,12] いずれも我々の関 心課題に関する分析は行われておらず、改 めて調査する必要があることが分かった。

E . 結論

システマティック・レビューの結果、世 界的にも当初の収集目的外に医療情報を自 由に活用することへの研究者の期待と、匿 名化されたデータであっても事前に承諾を 得て欲しい研究対象者の意識のかい離があ ることが分かった。今後、質的研究と量的 研究によって全国がん登録情報の利用と提 供に関する国民の意識を把握し、国民が理 解、納得できる形で、科学的知見に基づき 実施するがん対策のための調査研究のため に十分に活用できるよう社会的基盤を整え る必要がある。

(参考文献)

1. Riordan, F., et al. Patient and public attitudes towards informed consent models and levels of awareness of Electronic Health Records in the UK. Int J Med Inform 84, 237-247 (2015). (文献 1-3)

2. Kimura, M., Nakaya, J., Watanabe,

H., Shimizu, T. & Nakayasu, K. A survey aimed at general citizens of the US and Japan about their attitudes toward electronic medical data handling. Int J Environ Res Public Health 11, 4572-4588 (2014).(文献 2 - 10)

3. Thiel, D.B., Platt, T., Platt, J., King, S.B. & Kardia, S.L. Community perspectives on public health biobanking: an analysis of community meetings on the Michigan BioTrust for Health. Journal of community genetics 5, 125-138 (2014).(文献 3 - 18)

4. Clerkin, P., Buckley, B.S., Murphy, A.W. & MacFarlane, A.E. Patients' views about the use of their personal information from general practice medical records in health research: a qualitative study in Ireland. Family practice 30, 105-112 (2013). (文 献 4 - 30)

5. King, T., Brankovic, L. & Gillard, P. Perspectives of Australian adults about protecting the privacy of their health information in statistical databases. International Journal of Medical Informatics 81, 279-289 (2012). (文献 5 - 40)

6. Bombard, Y., et al. Citizens' values regarding research with stored samples from newborn screening in Canada. Pediatrics 129, 239-247 (2012). (文献 6 - 44)

7. Buckley, B.S., Murphy, A.W. & MacFarlane, A.E. Public attitudes to the use in research of personal health

information from general practitioners' records: a survey of the Irish general public. Journal of medical ethics 37, 50-55 (2011). (文献7-55)

8. Haga, S.B. & O'Daniel, J. Public perspectives regarding data-sharing practices in genomics research. Public health genomics 14, 319-324 (2011). (文 献 8 - 58)

9. Trinidad, S.B., et al. Genomic research and wide data sharing: views of prospective participants. Genetics in medicine : official journal of the American College of Medical Genetics 12, 486-495 (2010). (文献 10 - 60)

10. Pulley, J.M., Brace, M.M., Bernard, G.R. & Masys, D.R. Attitudes and perceptions of patients towards methods of establishing a DNA biobank. Cell and tissue banking 9, 55-65 (2008). (文献 11-73)

11. Kettis-Lindblad, A., Ring, L., Viberth, E. & Hansson, M.G. Genetic research and donation of tissue samples to biobanks. What do potential sample donors in the Swedish general public think? European journal of public health 16, 433-440 (2006). (文献 12 - 84)

12. Hamajima, N. & Tajima, K. Patients' views on reference to clinical data. Journal of epidemiology / Japan Epidemiological Association 7, 17-19 (1997).(文献 13 - 16)

F.健康危険情報特になし

G.研究発表 1.論文発表 特になし 2.学会発表 特になし H.知的所有権の取得状況 1.特許取得 なし 2.実用新案特許 なし 3.その他 なし

F.健康危険情報

特になし

- G.研究発表
- 1.論文発表

特になし

2.学会発表

特になし

- H.知的所有権の取得状況
- 1.特許取得 なし
- 2.実用新案特許 なし
- 3.その他 なし